

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 とくしま環境県民会議

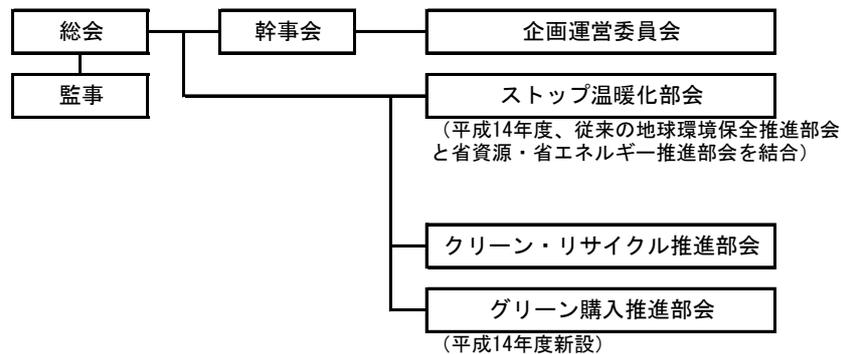
徳島県環境基本条例の基本理念を踏まえ、平成12年1月29日に「人と自然とが共生する住みやすい徳島」を実現するために、県民、事業者、行政の各主体が緊密な連携及び協力のもとで、それぞれの役割に応じて積極的かつ主体的に環境負荷の低減に向けた行動を実践することを目的として、「とくしま環境県民会議」が設立されました。

また、設立総会において、県民一人ひとりが、それぞれの役割に応じて積極的に取り組むことを宣言する「とくしま環境宣言」が採択されました。

とくしま環境県民会議の概要については、次のとおりです。

(1) とくしま環境県民会議の組織

図2-4-1 とくしま環境県民会議の組織



| | |
|------------|-----|
| 会員数 | 122 |
| 市民・民間団体等 | 26 |
| 事業者・事業者団体等 | 23 |
| マスコミ等 | 4 |
| 行政機関 | 65 |
| 学識経験者 | 4 |

(2) とくしま環境県民会議の事業

① 全体事業

- みんなが楽しく参加できるイベント「とくしま環境県民のつどい〜クリーン&グリーンフェア〜」の開催
- 会報の発行や新聞、ラジオなどを利用した広報活動の実施
- 環境の保全及び創造に顕著な功績のあった方などへの表彰の実施

② 部会事業

- ストップ温暖化部会
徳島県地球環境保全行動計画（ローカルアジェンダ）の推進や、各種キャンペーン、省資源・省エネルギーの推進、環境家計簿の作成、配布など
- クリーン・リサイクル推進部会
第1回ごみゼロ推進全国大会の開催や県下全域での「ごみゼロの日キャンペーン」の実施、各種啓発事業や調査研究事業の実施など
- グリーン購入推進部会
グリーン購入アンケート調査や環境にやさしい買い物キャンペーンの実施、グリーン調達指針の策定支援、全国グリーン購入ネットワークの地域ネットワーク設立へ向けた検討など

とくしま環境宣言

私たちの徳島県は、吉野川、剣山に代表される美しく豊かな自然に恵まれています。

清らかな水、さわやかな空気、良好な自然、うるおいと安らぎのある環境は、県民にとって、健康で文化的な生活に欠かすことのできない貴重な財産です。

しかし、私たちが求めてきた便利で物が豊かな生活は、一方で大切な資源やエネルギーを大量に消費し、この結果、本県の環境はもちろんのこと、地球の環境にまで影響を及ぼすようになっていきます。

私たちは、貴重な財産であるふるさと徳島の環境を、さらにかげがえのない地球の環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、これまでの自らの生活や活動を少しでも環境への負荷の少ない循環を基本としたものに変える必要があります。

ここに、私たちは、人と自然とが共生する住みやすい徳島づくりを目指し、それぞれの役割に応じて、一人ひとりが積極的に取り組むことを宣言します。

1. 一人ひとりが、環境を守り、育み、次の世代に引き継ぐ責任があることを自覚します。
2. 家庭、学校、職場、地域で、みんなで協力して、環境にやさしい生活や活動に努めます。
3. いつまでも豊かで美しい自然と共生できるよう、知恵と工夫をこらし、環境の保全・創造に努めます。
4. 限りある資源の有効利用に努め、エネルギーを大切にします。
5. 環境美化やごみの減量化・リサイクルに努めます。
6. 地球の環境を守るため、世界の人々とともに考え、地域から行動します。

2 県民参加の森づくり

(1) 緑化の推進

森林は、やすらぎと潤いのある県民生活に重要な役割を果たしており、緑豊かな生活環境と健全な森林づくりを推進するため、「緑の募金」や県植樹祭の開催、身近な緑の保全活動等を通じて、緑や森林に対する県民の理解と協力意識の高揚に努めております。

また、緑を守り育てる豊かな心を持つ青少年の育成を目的として、「緑の少年隊」の結成とその活動を支援しており、平成14年度末現在では、65隊約2,000人の隊員が、レクリエーション活動や奉仕活動などを行っています。

図2-4-2 緑の募金の推移

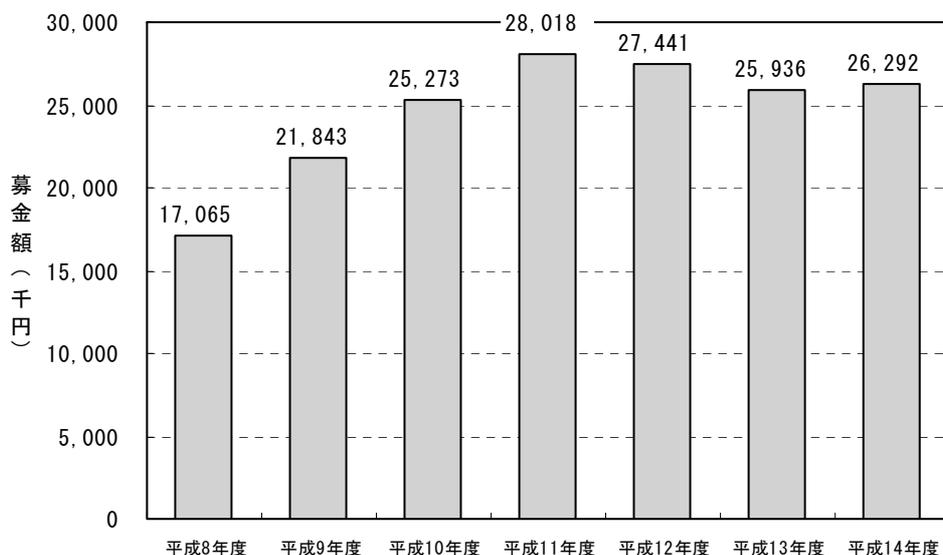
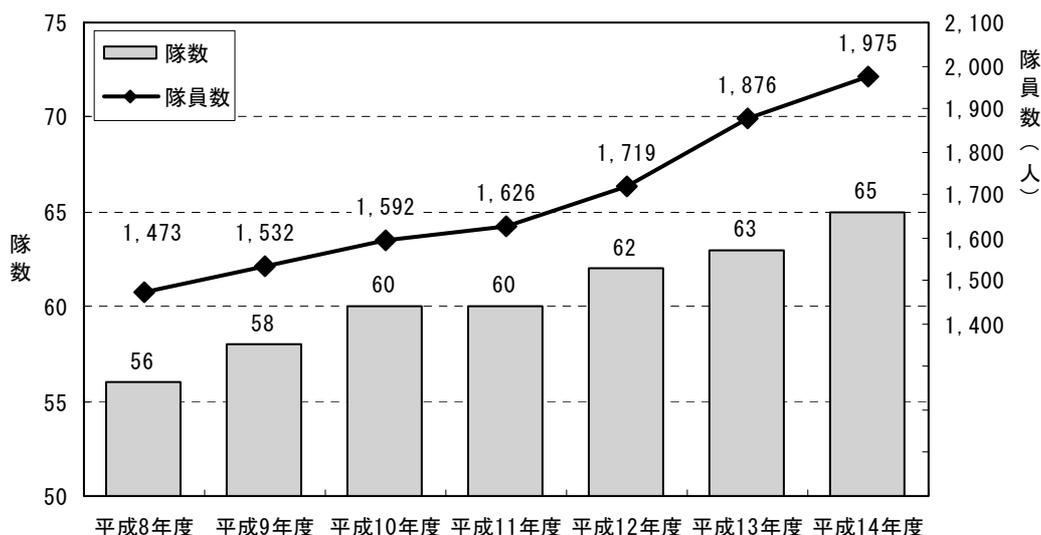


図2-4-3 緑の少年隊の推移

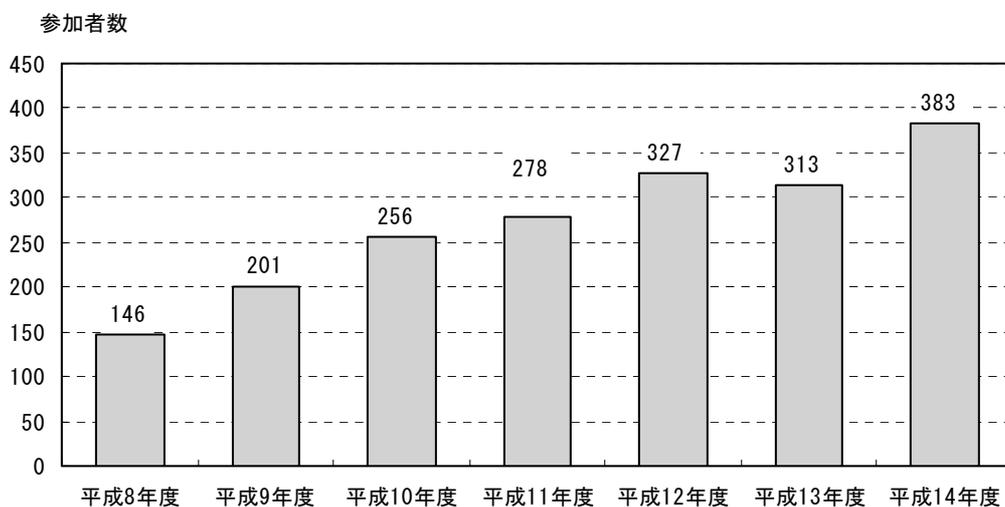


(2) 県民参加の森づくり運動の推進

森と人との共生を理念とする「千年の森づくり」をスローガンに掲げ、県民参加の森づくり運動を推進しております。

この運動を全県的に展開するため、森づくり運動の普及啓発、「森の案内人」等の指導者の育成、森づくり活動拠点の整備等を実施しております。また、森づくりボランティアや森づくり団体の育成とその活動を支援しております。

図2-4-4 県民参加の森づくりボランティア参加者数の推移



3 アドプト・プログラム制度

(1) 概要

アドプトとは英語で”養子縁組”を意味する言葉で、この制度は、地域の企業や団体が、自分たちの周りにある道路や河川、公園といった公共物の一部を担当し、空き缶拾いなどの清掃活動を行うことで、きれいな環境を創り出そうとするアメリカで考え出された制度です。

具体的には、地元企業や住民が、コーディネーターと呼ばれる制度の調整役と清掃内容等を明記した合意書を取り交わし定期的に清掃活動を行うものです。

(2) 注目点(特徴)

アドプト活動は、子供からお年寄りまで、誰もが簡単に参加できることから、ボランティアを始めるきっかけ

けとなったり、ゴミ処理やゴミ袋の提供等については市町村や国・県など行政機関が役割分担することから、ボランティアをする住民と行政が互いに助け合いながら、地域をきれいにするといった官民協働の新たな取り組みとして注目を集めています。

また、この活動は、単なる清掃ボランティアではなく、自分たちの暮らす地域を自分たちの力できれいにする活動であり、続けることでより一層その地域に愛着が湧き、ひいては地域や住む人みんなを元気にする活動でもあります。

(3) 経緯

| | |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成10年度 | 本県のアドプトプログラム神山会議が日本で初めてこの制度を導入 |
| 平成11年度 | 「アドプトプログラム吉野川」として吉野川交流推進会議（県、国、流域市町村、民間企業・団体が構成）が吉野川に、「OURロードアドプト」として本県が県道にこの制度を導入 |
| 平成12年度 | 8月に、本県がアドプト先進県であることを全国に向け情報発信するため「全国アドプト・プログラム大会」を開催 |
| 平成13年度 | 「ボランティアサポートプログラム徳島」として国土交通省徳島河川国道事務所が国道（国土交通省管理）」に、「徳島県土木施設アドプト支援事業」として県が県管理土木施設全般（県道、河川、海岸、港湾、公園）」に導入 |
| 平成14年度 | 「アドプト那賀川」として、アドプトネットワーク那賀川（地元企業等で構成）が那賀川でアドプト開始 本県のアドプト状況を取りまとめたホームページ「アドプト大国とくしま」を県のホームページに開設 |

(4) 県の取組

県としては、県の管理する土木施設にこの制度を採用するとともに、この制度を更に普及・啓発するために、県のホームページ上に「アドプト大国とくしま」のページを設け、県内のアドプト情報を掲載し県内はもとより日本全国に情報発信を行っています。

(5) 現状

県内ではアドプトの輪がますます広がり、本県にとってなくてはならない制度として県民の間に定着してきています。平成15年12月末現在、アドプトプログラムに参加されている企業・団体の数は、県下で410団体・企業となり、平成14年度末に比べ23団体・企業増えています。

表2-4-4 県内のアドプトプログラムの実施状況

(平成15年12月31日現在)

| 場 所 | 団 体 数 | 登録人数(人) | コーディネーター |
|-----------|-------|---------|----------------|
| 吉 野 川 | 122 | 15,625 | 吉野川交流推進会議 |
| 那 賀 川 | 34 | 2,265 | アドプトネットワーク那賀川 |
| 県 道 | 57 | 1,711 | 徳島県県土整備部 道路保全課 |
| 県 管 理 河 川 | 58 | 3,485 | 河 川 課 |
| 海 岸 | 3 | 630 | 港 湾 課 |
| 公 園 | 1 | 280 | 都 市 計 画 課 |
| 国 道 | 135 | 5,712 | 国土交通省徳島河川国道事務所 |
| 合 計 | 410 | 29,708 | |

4 環境に配慮した事業活動の促進

地球環境問題、廃棄物問題等の解決に向け、環境への負荷や社会経済活動に及ぼす影響の度合いからも事業者の果たす役割は非常に大きいと考えられます。

このため、事業者が、法令等の規制基準の遵守に止まらず、自発的に環境保全の目標、方針、計画等を定め、それらの達成状況を検証し、必要な是正の措置を講ずるなど、一連の取組を実施する「環境管理」を行うことは、

環境への負荷の少ない持続的に発展可能な社会を構築する上で有効な手法であります。

こうしたことから、まず県は、自身が大規模な事業主体であり、率先して環境に配慮した事業活動を行うことで市町村・事業者の同様な行動を誘発することが期待できるとの認識のもと、自らの事務・事業に伴う環境への負荷の低減に向けた具体的な取組・目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を策定（平成8年9月策定。平成12年8月改定。）・推進し、環境管理を行ってきたところです。

これをさらに前進させるため、本庁において実施する全ての事務・事業を対象として、環境マネジメントに関する国際規格であるISO14001環境管理システムを導入（平成12年2月22日認証取得）しました。また、平成15年2月の更新審査にあわせて、7合同庁舎、2土木庁舎の計35出先機関について認証取得範囲を拡大し、環境保全・創造に向けた更なる取組の拡大を図っています。（平成15年2月22日更新・拡大）

なお、環境管理システムにおいて、平成14年度に環境目的・目標として設定した101項目のうち、94項目については概ね予定通り目標が達成されており、目標が達成できなかった項目についても、平成15年度に是正措置を講じ、目標の達成に向けて取り組むこととしています。

また、県率先行動計画についての平成14年度の取組実績については、温室効果ガスの総排出量が基準年度（平成10年度）と比較して2.8%の削減となっており、平成16年度の削減目標である2.5%削減を達成しているほか、重点的な取組項目（8項目）についても、公用車の燃料使用量をはじめ5項目について、基準年度から前進が図られています。

さらに、平成14年度から実施している県グリーン調達方針等推進方針に基づく調達実績については、概ね目標を達成した分野（「紙類」、「文具類」等）があったものの、価格差や材質上の制約等の理由から、目標との差が大きかった分野（「照明」、「制服・作業服」等）があり、今後とも庁内への周知徹底を図り取組を進めることにしています。

次に、市町村については、地球温暖化対策推進法が平成11年4月から全面施行されたことに伴い、自らの事務・事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画（実行計画）の策定が義務付けられたことから、各市町村において策定作業が進められてきました。県では法律の施行にあわせて、平成12年度に市町村の実行計画の策定を支援するための説明会・研修会を開催しました。平成15年3月現在、48市町村で策定済みとなっており、市町村においても環境管理への取組が進んでいます。

また、ISO14001環境管理システムの導入に向けた取組を検討する市町村もあり、県では自らの認証取得時やシステムの運用段階で得られたノウハウ、また県を含むISOに関する情報の提供、個別指導、研究会の開催など、ISO14001の普及・支援を行っています。

さらに、県内の中小企業のISO14001の認証取得を支援するため、環境保全施設整備等資金による融資制度を設けるとともに、必要に応じて認証取得支援のためのアドバイザーの派遣を行っています。

なお、本県においては大企業を中心にISO14001環境管理システムの導入が進められ、平成15年11月末現在では85事業者が認証取得しています。

環 境 方 針

1 基本理念

物質的な豊かさを追求しすぎてきたこれまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動や日常生活をこのまま続けていけば、私たちのふるさと徳島は勿論、地球全体の環境は大きく悪化していきます。

私たち徳島県民には、この恵み豊かな徳島の環境を適切に保全するとともに、より質の高い環境を創造し、将来の世代に引き継いでいく重要な使命があります。

今こそ、私たちは、地球的視野から環境問題を考え、自らのライフスタイルや活動を改めて見直し、身近にできることから実行し、環境に与える影響をできるだけ少なくしていかなければなりません。

県では、このような考えのもと、「人と自然とが共生する住みやすい徳島」の実現に向けて、徳島県環境基本条例を制定し、これに基づく「徳島県環境基本計画」により、いろいろな環境保全・創造施策を総合的に進めてきました。

また、自らも、県内最大規模の事業者・消費者としての立場から、県の事務・事業が環境に与える影響を少しでも低減できるよう「エコオフィスとくしま・県率先行動計画」を実施し、省資源・省エネルギー対策に取り組んできました。

私は、こうした取り組みをさらに前進させるため、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001を活用し、県職員一人ひとりの力を結集して環境にやさしい行政運営を徹底していきます。

今後、環境自治体として、関係する法令を守るとともに、県民の皆様方ともども環境の保全・創造のため、なお一層取り組んでいくとともに、同様な取り組みを市町村や事業者にも呼び掛け、「クリーン&グリーンとくしま」づくりを進めていきます。

2 基本方針

県は、基本理念をもとに、次の環境保全・創造の取り組みを推進し、環境影響の大きいものについては、環境目的・環境目標を定め、定期的な見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

(1) 「徳島県環境基本計画」に位置づけられた施策を積極的に推進し、徳島県環境基本条例の基本理念である「人と自然との共生」、「持続的な発展が可能な社会の構築」及び「地球環境保全に向けた地域の取り組み」の実現に取り組めます。

(2) 県庁舎で行う事務・事業が環境に与える影響を総合的に把握し、環境負荷の低減に取り組めます。

特に次の項目について重点的に推進します。

- ① 県庁舎におけるオフィス活動によって生じる環境負荷の低減
- ② 公共事業の執行に伴って生じる環境負荷の低減

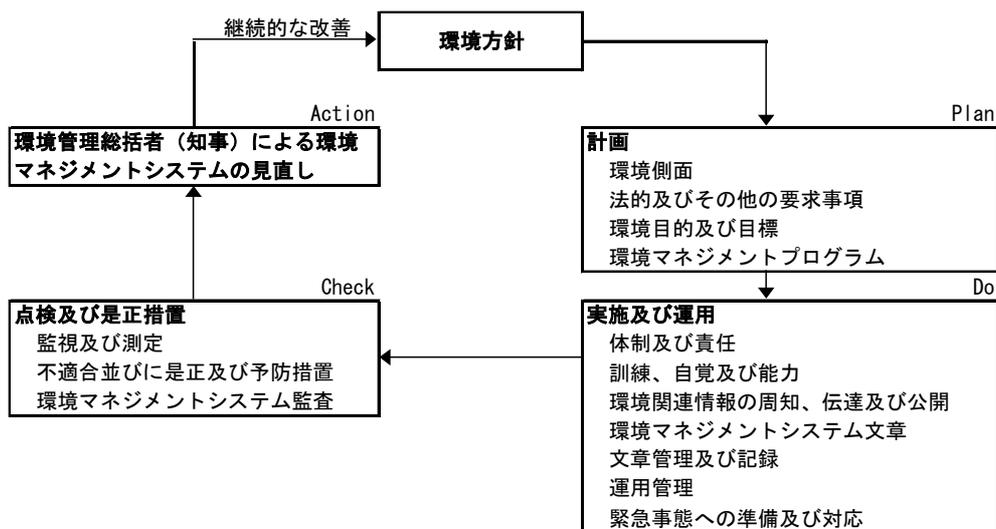
県は、この環境方針を全職員に周知するとともに、広く公表します。

平成15年5月26日

徳島県環境マネジメントシステム推進組織

環境管理総括者 徳島県知事 飯 泉 嘉 門

図2-4-5 県の環境マネジメントシステムの枠組み



5 今後の取組の方向性

(1) とくしま環境県民会議

今後とも、県民や事業者の皆さん、行政など各主体が、それぞれの役割に応じて環境負荷を減らす行動を進めていくため、広報活動やイベントの開催、表彰などを行います。また各部会において、地球温暖化防止に向けたキャンペーン、ごみの減量化やリサイクルの推進、グリーン購入の普及に務めます。さらに平成16年度には、平成15年度に策定された「環境首都とくしま憲章」の普及や、地域版のグリーン購入ネットワーク設立支援を行います。

(2) 県民参加の森づくり

平成16年4月に予定されている県の森づくり拠点である「県立高丸山千年の森」のグランドオープン、また同年10月に本県で開催される「第28回全国育樹祭」を契機として、緑や森林に対する県民意識の高揚と県民参加の森づくり運動をより一層推進します。

(3) アドプト・プログラム制度

今後においても、ホームページなどを積極的に活用しアドプトプログラム制度の普及・啓発を行い、多くの県民の環境への意識や関心を高めるとともに、新たに参加する団体・企業を増やすことで、きれいで元気な徳島づくりに寄与したいと考えています。

また、本県が全国に先駆けこの制度を採用し、多くの県民の参加を得て県内に広がっているという「アドプト大国とくしま」というクリーンでオンリーワンのイメージを全国に向け情報発信することにより、本県の観光振興や地域振興にもつなげていきたいと考えています。

(4) 環境に配慮した事業活動の促進

県の事務事業について、本県の環境管理システムをより有効に機能させることにより、環境保全・創造にむけた施策や県率先行動計画、グリーン調達等推進方針等に基づく取組について、継続的な改善を図り、環境行政の充実発展を進めていきます。また、市町村に対しても同様な取組を推進していきます。

さらに、重要な経営課題としてISO14001の認証取得に取り組む県内中小企業を支援するため、企業内人材養成研修やアドバイザーの派遣等を行います。